

令和3年第5回稲沢市農業委員会総会会議録

令和3年5月24日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	近藤 晴義	2番	堀田 正彦
3番	櫻井 二子	4番	吉田 高雄
5番	永井 伸治		
9番	山田 英茂		
		12番	山内 則彦
13番	浅野 早苗	14番	太田 道雄
15番	渡邊 晃一	16番	田中 倫雄
		18番	野村 高司
19番	竹田 八重子		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
6番	永井 龍右	7番	杉村 由幸
8番	瀧 信義	10番	長谷川 淳一
11番	後藤 広高	17番	近藤 豊光

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広	主事	野村 諒

【農務課】出席者

主幹	川口 善徳	主任	西川 敦
----	-------	----	------

午後2時00分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用、会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から、令和3年第5回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、永井龍右委員、杉村由幸委員、瀧信義委員、長谷川淳一委員、後藤広高委員、近藤豊光委員の6名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、近藤会長、議事進行をよろしく申し上げます。

【会長】

田植えの時期を迎え、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

愛知県では緊急事態宣言が発出されておりますので、感染防止対策を徹底し健康管理に留意して頂きたいと思っております。

それでは、ただいまから、令和3年第5回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、18番野村高司君、19番竹田八重子君を指名いたします。

次に日程第2議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

まず、所有権移転の案件です。3ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。

受人は現在6,540㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では160日農業に従

事しています。

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。

受人は現在 5,013 m²の農地を経営しており、個人で年間 300 日、世帯では 450 日農業に従事しています。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 25,493 m²の農地を経営しており、個人で年間 300 日、世帯では年間 900 日農業に従事しています。

番号4番と5番は申請者が同一世帯であるため一括で説明します。

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人と渡人は家族関係にあり、それぞれ後継者へ贈与するものです。

受人は現在 6200.61 m²の農地を経営しており、両者とも個人で年間 70 日、世帯で 410 日農業に従事しています。

4ページをお願いします。

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人と渡人は姉と弟の関係にあり、基幹従事者へ贈与するものです。

受人は現在 2052 m²の農地を経営しており、個人で年間 150 日、世帯で 180 日農業に従事しています。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。

受人は現在 3,407 m²の農地を経営しており、個人で年間 150 日農業に従事しています。

(番号8番申請地、地目、地積、申請内容朗読)

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 3,841 m²の農地を経営しており、個人で年間 180 日、世帯では年間 380 日農業に従事しています。

5ページ総括表をお願いいたします。

申請件数は合計8件、移動の土地は、田8筆4,299㎡、畑8筆1881㎡、合計6,180㎡です。

以上8件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上になります。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第22号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第23号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

6ページをお願いします。議案第23号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

7ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、申請事由朗読)

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

8ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は、1件転用の土地は、全て畑で2筆249㎡、合計249㎡です。

以上4条の申請1件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第23号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第24号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

9ページをお願いします。議案第24号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。10ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは理容店を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場・駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場・庭を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場・駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、11ページをお願いします。ここからは権利設定の案件です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは展示場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは通路を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

つづきまして、12ページの総括表をごらん下さい。5条の申請件数は13件、転用の土地田1筆451㎡、畑13筆5,283㎡、合計5,734㎡です。

以上5条申請13件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第24号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第25号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案13ページをお願い致します。

議案第25号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決

定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。

本日付け提出、会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件と、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件の2種類がございます。

14ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件になります。

(申請地を朗読)

賃借権の設定は3筆、使用貸借権の設定は1筆です。

貸借期間は令和3年6月11日から令和13年6月10日までが2筆、令和3年7月1日から令和13年6月30日までが2筆になります。

15ページをお願いします。

こちらは、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける農用地利用集積計画になります。

(申請地を朗読)

賃借権の設定は31筆、使用貸借権の設定は5筆です。

貸借期間は令和3年7月1日から令和8年12月31日までが2筆、令和3年7月1日から令和13年12月31日までが34筆になります。

18ページ総括表をお願い致します。

田 33筆 18,553㎡、畑 7筆 2,515㎡、合計 40筆 21,068㎡になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。田中倫雄委員は議事参与の制限により、採決に加わることはできませんので、よろしくをお願いします。

議案第25号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決

定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 議案第 26 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 19 ページをお願い致します。

議案第 26 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 2 項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第 19 条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

20 ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

(申請地を朗読)

賃借権の設定は 31 筆、使用貸借権の設定は 5 筆です。

貸借期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までが 2 筆、令和 3 年 7 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までが 34 筆になります。

23 ページ総括表をお願い致します。

田 33 筆 18,553 m²、畑 3 筆 676 m²、合計 36 筆 19,229 m² になります。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 26 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

令和3年第5回稲沢市農業委員会総会会議録

令和3年5月24日 産業会館大会議室

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

長時間、御審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

これもちまして、令和3年第5回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時22分閉会

令和 年 月 日

会長

近藤 晴義

18番委員

野村 高司

19番委員

竹田 八重子